

通達甲（地．総．企）第3号

平成9年11月21日

各 所 属 長 殿

地 域 部 長

総 務 部 長

交番所長記章の制定について

このたび、交番所長の記章（以下「記章」という。）を制定し、平成9年11月25日から、下記のとおり運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

記

#### 第1 制定の趣旨

地域治安の基盤的部分を担っている交番の「顔」となり、「司令塔」となる交番所長に記章を着装させることにより、地域住民からの識別を容易にするとともに、交番所長の士気を高め、地域警察活動を効果的に推進しようとするものである。

#### 第2 記章の形状

- 1 記章の本体は、七宝焼製の円形で直径2.5センチメートルとする。留め金は、ピンホール式とする。
- 2 地色は緑色とし、「所長」の文字、「桜」の図柄及び縁取りは金色とする。



#### 第3 着装の位置及び要領

制服、活動服又は制服用ワイシャツの、原則として右胸ポケット上部とし、ポケット上端中央部から5ミリメートル上方のところに、記章の下端中央部が位置するように付ける。

#### 第4 記章の管理

警察署長は、記章の適正な管理を行うものとする。